

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-02-01	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	生活保護事務費	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	伊藤		
		担当者名	田中	内線	2627		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-03-01	事務費					
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成	40年度	根拠	生活保護法			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内	<input type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	12	低所得者の自立支援				
目的	生活保護法に基づく事務に要する経費を支出することで、効率的な事務執行に資することを目的とする。						
対象者等	生活福祉課職員及び被保護者等						
内容	①生活保護法に基づく事務の執行に要する経費 ・ 嘱託医の設置費（内科医：火曜1名、木曜1名 合計2名、精神科医：月曜1名） ・ 資産調査専門員配置（2名） ・ 面接・相談嘱託員配置（1名） ・ 介護扶助適正化指導員（ケア・マネージャー）配置（1名） ・ 生活援護支援員配置（1名） ・ 一般需用費（医療台帳、保護決定書、保護費支給袋等印刷代、保護手帳等生活保護関係図書購入費等） ・ 委託料（医療費支払事務、要介護認定調査、介護費支払事務、レセプト点検、施設委託事務費、生保システム関係経費、精神保健福祉業務、高齢者居宅介護支援事業業務） ②その他経費 ・ 使用料 ・ 賃借料（山谷地区越年対策用自動車借上げ） ・ 報償費（越年対策事業）						
経過	平成12年度 生活保護システム更新4月稼働、介護扶助新設、医療券と診療報酬明細書が分離 平成13年度 レセプト点検委託 平成15年度 保護施設委託事務費新規予算措置（支援費制度導入により） 平成17年度 生活保護システム関係経費新規予算措置 平成18年度 資産調査専門員配置（平成23年度より増配置） 平成20年度 生活保護システム一部修正（中国残留邦人等支援給付制度導入） 平成21年度 精神保健福祉業務委託 平成22年度 介護扶助適正化指導員配置 平成24年度 越年対策事業経費移行 ケースワーカー業務（高齢者医療、介護支援事業）の一部委託 平成25年度 高齢者居宅介護支援事業業務委託 平成28年度 後発医薬品差額通知作成業務委託						
必要性	生活保護事業を適正に実施するための事務経費であり、必須である						
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 一部委託） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） [委託業務] ・ 要介護認定調査(10割) ・ 家財整理 ・ 保護施設委託事務 ・ 生活保護システム運用 ・ 精神保健福祉業務 ・ レセプト点検 ・ 高齢者居宅介護支援事業						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
	①						
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
継続	継続	生活保護法に基づく事務執行経費であり、継続する。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		62,192	100,294	104,824	111,796	140,928	97,967	108,971
決算額 (30年度は見込み)		58,370	97,782	97,063	103,912	126,688	94,834	108,971
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名 (30年度は見込み)								
介護扶助審査判定件数		140	144	157	121	101	126	121
レセプト点検総件数		154,813	159,373	158,630	161,927	164,586	165,544	175,200
資産調査総件数								

予算・決算の内訳								
平成28年度 (決算)			平成29年度 (決算)			平成30年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報酬	資産調査員等・嘱託医報酬	15,246	報酬	資産調査員等・嘱託医報酬	15,246	報酬	資産調査員等・嘱託医報酬	18,104
共済費	資産調査員等	1,258	共済費	資産調査員等	1,069	共済費	資産調査員等	1,489
報償費	越年対策事務従事	106	報償費	越年対策事務従事	106	報償費	越年対策事務従事	159
旅費	資産調査員等	12	旅費	資産調査員等	11	旅費	資産調査員等	40
需用費	消耗品・印刷製本等	1,578	需用費	消耗品・印刷製本等	1,529	需用費	消耗品・印刷製本等	1,866
役務費	生活保護関係郵送料	12,001	役務費	生活保護関係郵送料	12,704	役務費	生活保護関係郵送料	13,021
委託料	システム保守、レセプト点検等	96,487	委託料	システム保守、レセプト点検等	64,169	委託料	システム保守、レセプト点検等	74,292

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	28年度	29年度	差額		28年度	29年度	差額	
行政費用	給与関係費	24,701	22,442	▲ 2,259	地方税	0	0	0
	物件費	110,009	78,344	▲ 31,665	国庫支出金	59,853	52,297	▲ 7,556
	維持補修費	0	0	0	都支出金	146	148	2
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	175	175	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	1	1
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	59,999	52,446	▲ 7,553
	賞与・退職給与引当金繰入額	403	2,054	1,651	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 75,289	▲ 50,569	24,720
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	135,288	103,015	▲ 32,273	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 75,289	▲ 50,569	24,720
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 75,289	▲ 50,569	24,720	

備考 行政費用では、物件費が全体の約76%を占め、中でも委託料に多くかかっている。主な委託料としては高齢者居宅介護支援事業業務委託に43,804,800円、医療費支払事務委託に6,931,315円がかかっている。行政収入では、国庫補助金の52,297,000円が収入の多くを占めている。

問題点・課題 ○被保護者数における高齢者の割合が6割を超え、医療・介護扶助の増加が見込まれる中、後発医薬品の利用促進や難病医療費助成制度の拡充等、レセプトデータを活用した業務効率化が必要である。
○被保護者数が年々増加する中、資産調査やケアプラン点検、精神疾患ケースへの対応といった業務について、より専門性を活かした支援体制を構築する必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	差額通知を送付する対象疾病者を見直した後に差額通知を発行し、さらなる後発医薬品の使用促進をはかる。	後発医薬品使用促進計画を策定しそれに基づいて差額通知の発送数を増やすことで、使用率を高めることができた。	継続して差額通知を送付することで、さらなる後発医薬品の使用促進を図る。
②	年金受給資格の拡大等制度改正の影響を踏まえ、専門員や業務委託の在り方を検討し、実態に即した事務執行体制を整備する。	年金受給資格期間短縮に対応し資産調査専門員が被保護者の裁定請求支援を進めた結果、9割以上の対象者の裁定請求を完了した。	—
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会要旨問状	平成24年 一定 ケースワーカー業務の外部委託の導入について 平成25年 二定 福祉事務所現業職員の適正配置と養成の強化について 平成27年度 九月会議 ジェネリック医薬品の利用促進について

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-02-02	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	被保護者就労支援事業	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	伊藤		
		担当者名	田中・荒木・本多	内線	2627		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-03-03	被保護者就労支援事業					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成	17年度	根拠	生活保護法			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等	荒川区非常勤職員設置要綱			
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	12	低所得者の自立支援				
目的	就労意欲があるが、なかなか就業に結びつかない被保護者に対して、就業の実現に必要な支援を組織的に行い、被保護者の自立を助長することを目的とする。						
対象者等	被保護者のうち、稼働年齢層で就労意欲があり支援することにより就労が見込まれる者						
内容	就労支援専門員（ハローワークOB等）の設置 [対象者の選定] ・ 就労意欲があり、かつ支援することにより就労が見込まれる者の選定 [就労支援検討会] ・ 対象者、ケースワーカーとの三者間にて支援方針及び支援内容等を決定 [具体的支援] ・ ハローワーク足立、就労支援コーナーあらかわ、JOB町屋等への同行及び各所職業相談部門担当者との連携 ・ 職業訓練受講及び資格取得等の斡旋並びに指導 ・ 求人情報提供、面接指導、履歴書・職務経歴書作成指導ほか ・ ケースワーカーとの連携（環境整備等） ・ 就労先開拓及び紹介、打診、面接同行 [就労支援結果の確認] ・ 就労状況確認・就労支援継続の要否の検討						
経過	平成17年 4月 事業開始（就労支援専門員 1名配置） 平成23年 4月 就労支援専門員を1名増員し2名体制実施 平成25年12月 就労支援コーナーあらかわ（ハローワーク常設窓口）設置 平成27年 4月 生活保護法改正（「被保護者就労支援事業」の法令化）						
必要性	被保護者に対し、就労を支援することにより自立を促進し、生活保護制度の適正実施に寄与するため必要である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） ①就労支援専門員との面接（ケース毎の就労支援指導）、②ハローワーク足立等への同行、③会社訪問同行、面接等援助、④就業状況確認及び就職後のフォローアップ ⑤就労支援継続の要否の検討						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
	① 就労人員(人)	35	47	38	42	50	平成25年12月就労支援コーナーあらかわ開設
	② 新規支援人員(人)	59	55	29	40	50	
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
重点的に推進	重点的に推進	就労により被保護者の自立を助長するため、重点的に推進する必要がある。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		6,191	6,194	6,201	5,981	6,020	6,018	5,771
決算額 (30年度は見込み)		6,026	5,951	5,617	5,970	6,007	5,753	5,771
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名 (30年度は見込み)								
就労支援対象者数		563	456	242	278	323	221	300
予算・決算の内訳		平成28年度 (決算)		平成29年度 (決算)		平成30年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報酬	就労支援専門員報酬	5,493	報酬	就労支援専門員報酬	5,493	報酬	就労支援専門員報酬	5,494
共済費	社会保険料	501	共済費	社会保険料	254	共済費	社会保険料	262
旅費	ハローワーク等同行旅費	13	旅費	ハローワーク等同行旅費	6	旅費	ハローワーク等同行旅費	15

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	28年度	29年度	差額		28年度	29年度	差額	
行政費用	給与関係費	5,994	5,748	▲ 246	地方税	0	0	0
	物件費	13	6	▲ 7	国庫支出金	4,514	4,512	▲ 2
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	4,514	4,512	▲ 2
	賞与・退職給与引当金繰入額	0	0	0	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,493	▲ 1,242	251
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	6,007	5,754	▲ 253	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,493	▲ 1,242	251
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,493	▲ 1,242	251	

備考

行政費用では、給与関係費が全体の約99%を占めている。物件費は、全額、特別旅費となっている。行政収入では、全額、国庫負担金となっている。

問題点・課題

○平成25年12月に「就労支援コーナーあらかわ」が出来たことで就労支援対象者数が減少しているため、ハローワークとの連携強化を行う必要がある。
○就労につながるまでの期間が長期化する傾向があるため、短期間で就労に結び付ける対策が必要である。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	-	-	「就労支援コーナーあらかわ」で就労に繋がらなかった支援者を早急にすくい上げ、就労意欲低下を未然に防ぐ。
②	-	-	-
③	-	-	-
他区の実況	(実施 22 区)	未実施 0 区	不明 0 区)
議会議事録(要旨)			

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-02-03	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	路上生活者等対策事業	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	伊藤			
		担当者名	石毛	内線	2635			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-03-02	自立支援事業						
	01-15-01	路上生活者対策事業分担金						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成	13年度	根拠	路上生活者対策事業実施大綱、ホームレス対策				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等	特別措置法、生活困窮者自立支援法				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	荒川区内の道路、公園、河川敷等で生活する路上生活者等に対して、生活相談等を行うとともに、都区共同事業である「路上生活者対策事業」の利用窓口となり、路上生活者等の早期社会復帰に向けた支援を行う。							
対象者等	荒川区内の道路、公園、河川敷等で生活する路上生活者等							
内容	<p>1 路上生活者等の自立に向けた生活に関する相談等</p> <p>2 都区共同事業「路上生活者対策事業」に基づいて設置された自立支援センターの利用承諾承認 [自立支援センター事業]</p> <p>(1)巡回相談 (2)緊急一時保護 (3)自立支援 (4)地域生活継続支援 ※平成22年10月から緊急一時保護センターと自立支援センターを一本化し、新型自立支援センターとして再構築</p> <p>[自立支援センター設置の考え方]</p> <p>(1)各ブロック1ヶ所設置（5年間の持ち回り）、自立支援住宅は各ブロック40戸設置。 (2)施設の建設は基本的に東京都が行い、管理運営は特別区が行い、特人厚が共同処理する。 (3)経費負担は都が2分の1、区は残りの2分の1の額の23分の1を負担する。 (4)荒川寮（仮称）開設予定。（平成32年1月）</p>							
経過	<p>平成12年 7月 路上生活者自立支援事業に伴う都区協定締結、11月 自立支援事業開始</p> <p>平成13年 4月 荒川区に路上生活者自立支援相談員を設置、8月 路上生活者対策事業実施大綱制定、特別区長と都知事による協定の締結、11月 緊急一時保護事業開始</p> <p>平成17年 2月 緊急一時保護センター荒川寮開設（平成22年2月閉鎖）</p> <p>平成18年11月 全ブロックに緊急一時保護及び自立支援センター設置完了</p> <p>平成20年 4月 路上生活者対策事業実施大綱改定（再構築）</p> <p>平成22年10月 新型自立支援センターへ移行開始</p> <p>平成25年 2月 全ブロックに新型自立支援センター設置完了（平成27年1月から設置二巡目）</p> <p>平成27年 4月 生活困窮者自立支援法に基づき事業実施（従前はホームレス対策特別措置法）</p> <p>平成29年 7月 ホームレスの自立支援等に関する特別措置法（ホームレス対策特別措置法）の10年間延長決定</p>							
必要性	路上生活者等の自立に向けた対策事業として実施する必要性は高い。							
実施方法	<p>（<input checked="" type="radio"/> 直営）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）</p> <p>利用承諾・処遇決定等は特別区、施設建設、住宅・職業相談体制等の確保調整は東京都が行う。 ※ 各施設の管理運営については、特人厚が社会福祉法人等に委託</p>							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	①	自立者数(人)	7	9	5	9	-	路上生活から自立した生活に移行した者
	②	相談延件数(人)	47	46	33	46	-	
③	自立支援センター入所者数(人)	23	29	27	28	-		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度		31年度						
継続	継続	路上生活者を対象にした都区共同事業であり、継続する。						

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		4,717	9,626	9,009	8,514	8,629	6,354	12,907
決算額 (30年度は見込み)		3,507	7,822	7,745	4,594	7,004	5,201	12,907
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名 (30年度は見込み)								
緊急一時保護在籍者数		0	0	5	0	1	0	1
自立支援在籍者数		12	2	4	6	6	5	3
自立支援住宅在籍者数		3	0	0	1	2	2	0
予算・決算の内訳								
平成28年度 (決算)			平成29年度 (決算)			平成30年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報酬	自立支援相談員報酬	1,850	報酬	自立支援相談員報酬	2,378	報酬	自立支援相談員報酬	2,595
共済費	社会保険料	261	共済費	社会保険料	330	共済費	社会保険料	395
旅費	緊急一時保護センター同行旅費	10	旅費	緊急一時保護センター同行旅費	9	旅費	緊急一時保護センター同行旅費	50
役務費	緊急一時保護センター移送費	7	役務費	緊急一時保護センター移送費	7	役務費	緊急一時保護センター移送費	7
負担金補助等	自立支援システム分担金	4,876	負担金補助等	自立支援システム分担金	2,477	需用費	食糧費	36
						負担金補助等	自立支援システム分担金	9,824

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		28年度	29年度	差額	行政収入	勘定科目		28年度	29年度	差額
	給与関係費		4,203	10,834	6,631		地方税		0	0	0
物件費		17	16	▲ 1	国庫支出金		0	0	0		
維持補修費		0	0	0	都支出金		0	0	0		
扶助費		0	0	0	分担金及び負担金		0	0	0		
補助費等		4,876	2,477	▲ 2,399	使用料及び手数料		0	0	0		
減価償却費		0	0	0	その他		0	0	0		
不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0	0	行政収入合計(a)		0	0	0		
賞与・退職給与引当金繰入額		103	2,724	2,621	行政収支差額(a)-(b)=(c)		▲ 9,199	▲ 16,051	▲ 6,852		
その他行政費用		0	0	0	金融収支差額(d)		0	0	0		
行政費用合計(b)		9,199	16,051	6,852	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 9,199	▲ 16,051	▲ 6,852		
特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 9,199	▲ 16,051	▲ 6,852		

備考 行政費用では、給与関係費が多くなり、全体の約67%を占めている。補助費等は、全額、負担金補助及び交付金のホームレス自立支援事業の負担金である。

問題点・課題 ○従来の年齢層の高い、いわゆるホームレスというイメージの路上生活者が大幅に減少し、定住先を持たない若者層を中心とした路上生活者が最近の主な利用者となっている。こうした社会経験に乏しく就労経験の浅い若年層の者へのノウハウと柔軟な対応とスキルが必要となってきている。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	路上生活から相談・入所・支援・就労の全過程で個々の利用者の意向を尊重しながら施設運営者と連携し、対応していく。	常に連絡を取り合い、情報の確保と共有を図りながら、指導方針等今後の対応を協議した。	引き続き、個々の利用者の意向を尊重しながら施設運営者と連携を図り、自立に向けて必要な支援を行っていく。
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区)	未実施 0 区	不明 0 区)
議会議決要旨			

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-02-04	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	山谷地域医療協力謝礼金	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	伊藤			
		担当者名	茶谷・屋代	内線	2621			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-04-01	山谷地区援護費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成	48年度	根拠	東京都福祉局長・台東区長・荒川区長連名協定書				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内	<input type="radio"/> 都基準内	<input checked="" type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	山谷地域の簡易宿所等に居住する者に対する医療機会の確保、医療業務の円滑な実施を図るため。							
対象者等	公益財団法人城北労働・福祉センター、荒川区福祉事務所、台東区福祉事務所が依頼した医療機関のうち、山谷地域の簡易宿所等に居住する者に対して医療業務を行った民間医療機関。							
内容	新規入院・外来の件数に比例した格付け（A～Rランク）の協力を民間医療機関に支給 (1) 支払回数 年2回 1期（3月から8月） 2期（9月から2月） (2) 支給基準額（単位：千円、新規入院7点、新規外来3点による累計点で格付けし支給額を決定） (3) 用途の限定 入院患者の日用品の立替、医療機関の備付器具・寝具等の修理、医療ケースワーカーの手当等に限定							
経過	昭和47年度 東京都が「山谷地域救急医療協力金支払事務実施要綱」を制定し事業開始 昭和50年度 協定を締結 平成4年度 格付けの上限、下限の規定を変更 平成5年度 単価改訂、格付け単価を一律5,000円増額 平成11年度 国庫補助金の対象事業となる 平成21年度 国庫補助金の対象外となる							
必要性	山谷地域の簡易宿所等に居住する者に対する医療業務の円滑な実施を図るため必要性は高い。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 協力金の金額査定：東京都保護課、台東区福祉事務所、荒川区福祉事務所、公益財団法人城北労働・福祉センターで構成する査定委員会が各実施機関の実績に基づき査定・決定する。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	①	医療機関(件)	22	20	20	20	20	
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度	31年度							
継続	継続	山谷地域の簡易宿所等に居住する者に対して医療業務を行った医療機関への報償費であり、継続する。						

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		2,325	1,715	1,704	1,511	1,392	1,236	1,093
決算額 (30年度は見込み)		1,360	1,310	1,265	990	655	705	1,093
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名 (30年度は見込み)								
入院 (件数)		142	129	128	109	66	79	80
外来 (件数)		230	213	195	124	111	110	110
予算・決算の内訳		平成28年度 (決算)		平成29年度 (決算)		平成30年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報償費	山谷地区医療協力金	655	報償費	山谷地区医療協力金	705	報償費	山谷地区医療協力金	1,093

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	28年度	29年度	差額	28年度		29年度	差額		
行政費用	給与関係費	726	739	13	地方税	0	0	0	
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	655	705	50	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	36	248	212	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 1,417	▲ 1,692	▲ 275	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0	
	行政費用合計 (b)	1,417	1,692	275	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 1,417	▲ 1,692	▲ 275	
特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0		
特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 1,417	▲ 1,692	▲ 275		

備考 行政費用では、給与関係費が全体の約44%を占めている。補助費等は、全額、報償費の山谷地区医療協力謝礼金である。担当職員を1人増員。

問題点・課題 ○東京都・台東区・荒川区により協定が結ばれているが、平成21年度より国庫補助金の対象外となったことから、協力金の支払については各区が全額支出しており負担となっている。協力金の見直し等が必要であると思われるが、山谷地域医療協力金協定書に基づく支出なので、東京都・台東区・荒川区での協議が必要である。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	協力金のあり方について引き続き検討していく。	医療機関への通知文に協力金の用途について記載し協力金の趣旨を明確化した。	協力金の適正なあり方について検討を続けていく。
②			
③			

他区の実況	(実施 1 区 未実施 21 区 不明 0 区)
	実施：台東区
議会議決要旨	

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-02-05	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	生活扶助	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	伊藤		
		担当者名	茶谷・田中	内線	2621		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-01-01	生活扶助					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成	25年度	根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等	保護の基準（厚生省告示・次官通達・局長通達）			
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内	<input type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	12	低所得者の自立支援				
目的	憲法25条の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対して、その程度に応じて必要な保護を行うことで、最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することを目的とする。						
対象者等	困窮のため最低限度の生活を維持できない者で、現在の収入等が厚生労働省の定める保護基準を下回る者						
内容	被保護者の必要に応じ、下記により生活扶助を行う。 [生活扶助の範囲] ①衣食、光熱水費その他の日常生活の需要を満たすために必要なもの ②移送費 [生活扶助の実施原則] ①居宅保護を原則とする ②金銭給付を原則とする ③保護金品は1ヶ月分以内を限度に支給する ④居宅の場合の扶助費は、世帯単位で計算し、世帯主又はこれに準ずる者に交付する。 [生活扶助の基準額]（30年度4月）70歳以上単身世帯 74,630円 60歳以上69歳以下単身世帯 79,790円						
経過	昭和21年 9月 旧生活保護法制定（国家責任による無差別平等の保護を初めて明らかにする） 昭和25年 5月 現生活保護法制定（憲法25条に基づくものとして全面改正、旧法は素行不良者を排除） 昭和29年 5月 生活に困窮する外国人に対する生活保護法の措置について（厚生省社会局長通知） 昭和59年度 基準額の算出に水準均衡方式採用（一般世帯消費支出の約68%相当）現在に至る 平成元年度 補助金等臨時特例等法により国庫負担金補助率を 7/10 → 3/4 に改正 平成12年度 介護扶助創設 介護保険料分を生活扶助に加算 平成18年 4月 老齢加算廃止 平成21年12月 母子加算（H21, 4廃止）復活 平成25年 8月 生活扶助基準額改定（3ヵ年による段階的減額） 平成26年 4月 消費税増税に伴う生活扶助基準額改定（3ヵ年による段階的減額後、2.9%増） 平成27年 4月 生活扶助基準額改定（3ヵ年による段階的減額終了）						
必要性	生活保護法に基づく事務事業のため必須である。						
実施方法	（ <input type="radio"/> 直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） ①面接相談、申請受理 ②申請に対して資産、稼働能力、扶養義務、病状調査、14日以内に決定、通知 ③施設への収容、保護費の支給 ④自立助長のための生活指導・相談、病状把握等						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
	①						
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
継続	継続	生活保護法に基づく扶助費の支出であり、継続する。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		4,627,719	4,676,145	4,726,287	4,301,065	4,290,671	4,239,299	4,273,220
決算額(30年度は見込み)		4,446,201	4,404,752	4,404,724	4,288,228	4,250,167	4,128,577	4,273,220
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名(30年度は見込み)								
基準生活延人員		70,687	71,462	70,856	70,384	70,155	69,981	70,645
基準生活費(千円)		4,253,149	4,226,083	4,219,288	4,097,304	4,061,669	3,948,642	4,080,596
その他生活費		193,052	178,669	185,437	190,924	188,498	179,935	192,624
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
扶助費	基準生活費等	4,250,167	扶助費	基準生活費等	4,128,577	扶助費	基準生活費等	4,273,220

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	28年度	29年度	差額			28年度	29年度	差額	
行政費用	給与関係費	65,011	68,955	3,944	地方税	0	0	0	
	物件費	0	0	0	国庫支出金	3,165,076	3,167,247	2,171	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	49,815	47,730	▲2,085	
	扶助費	4,250,167	4,128,577	▲121,590	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	103,648	120,891	17,243	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	22,901	28,172	5,271	行政収入合計(a)	3,318,539	3,335,868	17,329	
	賞与・退職給与引当金繰入額	3,199	23,117	19,918	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲1,022,739	▲912,953	109,786	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	4,341,278	4,248,821	▲92,457	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲1,022,739	▲912,953	109,786	
	特別費用(g)	418	5,998	5,580	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	▲418	▲5,998	▲5,580	当期収支差額(e)+(h)	▲1,023,157	▲918,951	104,206	

備考 行政費用では、扶助費が全体の約97%を占めている。行政収入では、国庫負担金、都支出金で全体の約96%を占めている。その他は、全額、生活保護費弁償金の生活扶助費分となっている。担当職員を1人増員。

問題点・課題 ○生活扶助費は、被保護者の多様化を背景に横ばいで推移している。今後もこの傾向は続くと思われるため、生活保護の適正実施は重要課題である。
○実施方針に基づいた適正実施を徹底する必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	被保護者への就労指導の充実とあわせて、資格期間短縮に伴う年金受給をすすめ、生活扶助費の縮減と自立助長をはかった。	被保護者への就労指導の充実とあわせて、受給期間短縮に伴う年金受給をすすめ、生活扶助費の縮減と自立助長につながった。	被保護者の資産・収入・年金等の調査を強化し、就労指導をより一層充実させて、生活扶助費の縮減及び自立助長をはかる。
②	—	—	実施方針に基づいた適正実施を徹底する。
③			
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
議会(要旨)質問状	平成24年 一定 生活保護受給者のパチンコ禁止について 平成25年 二定 生活扶助費の引き下げについて ・生活保護法改正に伴う申請について 三定 生活保護法改正案と生活保護基準の見直しについて 平成26年度 二月会議 冬季加算の基準改定について 平成27年度 二月会議 生活保護単身受給者死亡時の家財処分について		

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-02-06	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	住宅扶助	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	伊藤			
		担当者名	茶谷・田中	内線	2621			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-01-02	住宅扶助						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成	25年度	根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等	保護の基準（厚生省告示・次官通達・局長通達）				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	生活保護制度の基本原則（生活扶助に記載）に基づき、家賃・間代、敷金、住宅維持のための補修等を住宅扶助として支給することで、最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することを目的とする。							
対象者等	困窮のため最低限度の生活を維持できない者（その他、生活扶助と同じ）							
内容	被保護者の必要に応じ、下記により住宅扶助を行う。 [住宅扶助の範囲] ①住宅費（家賃・間代、地代、敷金等） ②住宅維持費（住宅維持のための補修等） [住宅扶助の実施原則] ①金銭給付を原則とする。 ②現物給付は、宿所提供施設、緊急宿泊施設に委託して行う。 ③保護金品は、世帯主又はこれに準ずる者に交付する。 [住宅扶助の基準額]（30年度4月） ○家賃等 単身世帯 53,700円以内 ○敷金等 279,200円以内（7人以上世帯 388,000円以内） ○契約更新料等 104,700円以内（7人以上世帯 145,500円以内） ○住宅維持費 一般基準 120,000円以内（年額）							
経過	（以前は、生活扶助と同じ） 平成21年度 契約更新料上限額の変更（69,800円→104,700円） ※簡易宿泊所は特別基準（1.3倍）扱いとする。 平成22年度 都営住宅の使用料の代理納付開始。 平成27年度 住宅扶助基準額の変更（世帯人数区分の細分化・単身世帯に床面積別の住宅扶助上限額を新設）							
必要性	生活保護法に基づく事務事業のため必須である。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 生活保護法に基づく事務事業のため必須である。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	①	住宅扶助費家賃代理納付の割合(%)		21.2	25.9	28.0	30.0	福祉事務所から大家等に直接支給している者の割合。
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度	31年度							
継続	継続	生活保護法に基づく扶助費の支出であり、継続する。						

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		2,887,059	2,930,412	2,923,108	2,853,399	2,879,802	2,850,065	2,868,509
決算額(30年度は見込み)		2,718,963	2,787,251	2,798,466	2,834,287	2,814,693	2,803,804	2,868,509
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名(30年度は見込み)								
家賃延世帯数		57,088	58,183	58,095	58,542	58,543	58,402	58,475
家賃支出額(千円)		2,552,853	2,614,757	2,628,120	2,651,400	2,640,750	2,633,122	2,701,721
その他住宅費		166,110	172,494	170,347	182,887	173,943	170,682	166,788
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
扶助費	家賃・間代等	2,814,693	扶助費	家賃・間代等	2,803,804	扶助費	家賃・間代等	2,868,509

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	28年度	29年度	差額	28年度		29年度	差額		
行政費用	給与関係費	65,374	69,324	3,950	地方税	0	0	0	
	物件費	0	0	0	国庫支出金	2,083,238	2,042,174	▲41,064	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	30,157	30,404	247	
	扶助費	2,814,693	2,803,804	▲10,889	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	2,113,395	2,072,578	▲40,817	
	賞与・退職給与引当金繰入額	3,216	23,241	20,025	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲769,888	▲823,791	▲53,903	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	2,883,283	2,896,369	13,086	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲769,888	▲823,791	▲53,903	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲769,888	▲823,791	▲53,903		

備考 行政費用では、扶助費が全体の約97%を占めている。行政収入では、国庫負担金、都支出金で全体の100%を占めている。担当職員を1人増員。

問題点・課題 ○被保護者数の増加や平均単価の上昇は、住宅扶助費の増加をもたらしている。積極的に公営住宅の入居申請を指導するなど適正な住居の確保に一層努力することが必要である。
○被保護者が家賃を滞納し、家主・不動産業者と関係が悪化しているケースがみられる。家賃滞納問題は、契約者間の問題ではあるが、生活指導の観点から福祉事務所としても適切に指導を行う必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	簡易宿泊所居住の被保護者には、公営住宅の入居申請の指導を継続し、適正な住居の確保と住宅扶助費の縮減に努めた。	簡易宿泊所居住の被保護者に公営住宅の入居申請の指導を行い、適正な住居の確保と住宅扶助費の縮減に繋がった。	簡易宿泊所居住の被保護者に対し公営住宅に入居するように勧奨し、適正な住居の確保と住宅扶助費の縮減を促進する。
②	被保護者の生活実態や家主・不動産業者の意向を踏まえて、家賃滞納防止のため、代理納付の勧奨を継続して行った。	被保護者の生活実態や家主・不動産業者の意向を踏まえて、家賃滞納防止のため、代理納付の勧奨を積極的におこなった。	被保護者の生活実態や家主・不動産業者の意向を踏まえて、家賃滞納防止のため代理納付の推奨を行う。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会要旨	平成22年 一定 住宅扶助費の大家、不動産屋への代理納付について 平成26年度 二月会議 住宅扶助費の基準改定について 平成27年度 六月会議 住宅扶助費の基準改定について

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-02-07	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	教育扶助	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	伊藤		
		担当者名	茶谷・田中	内線	2621		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-01-03	教育扶助					
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成	25年度	根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等	保護の基準（厚生省告示・次官通達・局長通達）			
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内	<input type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	12	低所得者の自立支援				
目的	生活保護制度の基本原則（生活扶助に記載）に基づき、義務教育に伴う必要な学用品、通学用品、学校給食等にかかる費用を教育扶助として支給することで、最低限度の生活保障するとともにその自立を助長することを目的とする。						
対象者等	困窮のため最低限度の生活を維持できないもの（外国人の各種学校は除外） （その他は、生活扶助と同じ）						
内容	被保護者の必要に応じ、下記により教育扶助を行う。 [教育扶助の範囲] ①義務教育に伴う必要な教科書その他の学用品 ②義務教育に伴う必要な通学用品 ③学校給食その他義務教育に伴う必要なもの [教育扶助の実施原則] ①金銭給付により行う。ただし、金銭給付ができないときや適当でないとき、保護の目的を達するために必要なときは、現物給付により行う。 ②保護金品は、被保護者、その親権者、後見人、学校長に交付。 [教育扶助の基準額]（30年度4月） <input type="radio"/> 一般基準 小学校 2,210円 中学校 4,290円 <input type="radio"/> 特別基準(学級費等) 小学校 670円以内 中学校 750円以内 <input type="radio"/> 学習支援費 小学校 2,630円 中学校 4,450円						
経過	（以前は、生活扶助と同じ） 平成20年度 給食費を学校長口座へ納付開始 平成21年7月1日 学習支援費を新設						
必要性	生活保護法に基づく事務事業のため必須である。						
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 基準額は、義務教育就学者の有無の確認を行い当該世帯の保護費に加算して支給する。教材代等は、教育委員会、学校長へ実費額の調査を行い決定する。なお、給食費は、各学校長に交付している。						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度 見込み	目標値 (38年度)	
	① 給食費代理納付の割合（％）	90.0	92.1	89.9	91.0	95.0	福祉事務所から学校長に直接支払っている者の割合。
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
継続	継続	生活保護法に基づく扶助費の支出であり、継続する。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		36,261	43,966	38,476	38,787	39,840	40,373	39,029
決算額 (30年度は見込み)		38,499	36,546	37,830	38,130	39,388	38,195	39,029
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名 (30年度は見込み)								
基準教育延人員		3,155	2,987	3,077	3,109	3,235	3,099	3,180
基準教育費 (千円)		9,179	8,706	9,141	9,327	9,874	9,502	9,864
その他教育費 (千円)		29,320	27,840	28,689	28,802	29,514	28,693	29,165
予算・決算の内訳								
平成28年度 (決算)			平成29年度 (決算)			平成30年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
扶助費	基準教育費等	39,388	扶助費	基準教育費等	38,195	扶助費	基準教育費等	39,029

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	28年度	29年度	差額			28年度	29年度	差額	
行政費用	給与関係費	32,832	34,938	2,106	地方税	0	0	0	
	物件費	0	0	0	国庫支出金	27,163	28,924	1,761	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	42	22	▲ 20	
	扶助費	39,388	38,195	▲ 1,193	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	27,205	28,946	1,741	
	賞与・退職給与引当金繰入額	1,615	11,713	10,098	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 46,630	▲ 55,900	▲ 9,270	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0	
	行政費用合計 (b)	73,835	84,846	11,011	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 46,630	▲ 55,900	▲ 9,270	
特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0		
特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 46,630	▲ 55,900	▲ 9,270		

備考 行政費用では、扶助費が全体の約45%を占めている。行政収入では、国庫負担金、都支出金で全体の100%を占めている。担当職員を1人増員。

問題点・課題 ○小・中学生の被保護者数の増加が教育扶助費の増加をもたらしている。
○被保護者が給食費を滞納するケースがみられるため、生活指導の観点から適切に指導を行いつつ、代理納付を積極的に行う必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	被保護者の生活実態を踏まえつつ、小中学校と連携して継続的に代理納付を行い、給食費滞納防止に努めた。	被保護者の生活実態を踏まえ、小中学校と連携して継続的に代理納付をおこない、給食費滞納防止に努めた。	被保護者の生活実態を踏まえつつ、給食費滞納防止のため、小中学校と連携して代理納付を積極的に実施する。
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
議会議事録(要旨)			

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-02-08	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	介護扶助	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	伊藤			
		担当者名	田中・富田	内線	2627			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-01-04	介護扶助						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成	12年度	根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等	保護の基準（厚生省告示・次官通達・局長通達）				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	生活保護制度の基本原則（生活扶助に記載）に基づき、介護保険の被保険者がどうかを問わず、介護保険法に規定する要介護等の状態にある者が、介護サービスを利用した場合、その費用を介護扶助として支給する。							
対象者等	困窮のため最低限度の生活を維持できないもの、他は生活扶助と同じ。							
内容	<p>被保護者の必要に応じ、単給又は他の扶助との併給として下記により、介護扶助を行う。</p> <p>[介護扶助の範囲] 1 居宅介護（居宅介護支援計画に基づき行うもの）</p> <p>（介護保険の給付対象と同じ） 2 福祉用具 3 住宅改修 4 施設介護 5 移送</p> <p>[介護扶助の実施原則] 1 現物給付により行う。ただし、現物給付ができないときや適当でないとき、保護の目的を達するために必要なときは、金銭給付により行う。</p> <p>2 現物給付は、指定を受けた介護機関に委託して行う。</p> <p>3 急迫した事情その他やむを得ない事情がある場合は、指定介護機関以外で給付を受けられる。</p> <p>4 保護金品は、被保護者に交付する。</p> <p>[介護扶助と介護保険給付の関係] 1 被保険者：介護保険の自己負担分を介護扶助として支給する。</p> <p>2 被保険者以外：全額を介護扶助として支給する。（10割給付）</p>							
経過	平成12年4月	介護保険導入により介護扶助新設。						
	平成26年7月	生活保護法の改正に伴い、平成26年7月1日以降、介護保険法の指定があったものは、生活保護法指定介護機関のみなし指定となる。						
	平成27年4月	介護保険制度の改正に伴い、介護予防給付のうち、訪問介護、通所介護が介護予防日常生活総合支援事業に移行。高齢者福祉課で委託事業として行われている訪問型サービス、通所型サービスの利用料及び居宅介護計画に係る費用においても介護扶助の対象となった。						
	平成28年4月	定員18人以下の通所介護が地域密着型通所介護へ移行された。						
必要性	生活保護法に基づく事務事業のため必須である。							
実施方法	（1直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 指定介護機関で現物給付。介護費の支払は、国民健康保険団体連合会に委託。一部、福祉用具購入、住宅改修、移送費は福祉事務所で支払い。被保険者は1割、被保険者以外は10割介護扶助。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	①	介護扶助利用件数	34,800	37,286	38,345	42,066	40,000	介護サービスを利用した全ての件数。
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度	31年度							
継続	継続	生活保護法に基づく扶助費の支出であり、継続する。						

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		309,191	310,265	332,242	331,725	372,861	385,877	378,842
決算額(30年度は見込み)		286,691	306,277	327,218	326,870	330,454	351,398	378,842
実績の推移	事項名(30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	居宅介護延人員	6,357	6,073	6,086	7,473	7,128	6,902	7,997
	施設介護延人員	868	1,011	1,040	944	969	955	1,000
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
扶助費	居宅介護費等	330,454	扶助費	居宅介護費等	351,398	扶助費	居宅介護費等	378,842

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	28年度	29年度	差額		28年度	29年度	差額	
行政費用	給与関係費	33,122	34,938	1,816	地方税	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	262,151	267,382	5,231
	維持補修費	0	0	0	都支出金	12,856	12,141	▲715
	扶助費	330,454	351,398	20,944	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	1,385	699	▲686
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	276,392	280,222	3,830
	賞与・退職給与引当金繰入額	1,630	11,713	10,083	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲88,814	▲117,827	▲29,013
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	365,206	398,049	32,843	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲88,814	▲117,827	▲29,013
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲88,814	▲117,827	▲29,013	

備考 行政費用では、扶助費が全体の約88%を占めている。行政収入では、国庫負担金、都支出金で全体の100%を占めている。その他は、全額、生活保護費弁償金の介護扶助費分となっている。担当職員を1人増員。

問題点・課題 ○東京都・介護保険者・指定介護機関等の関係機関と連絡を密にして、被保護者の身体状態の要介護状態等を把握し、介護扶助の適正実施に努める必要がある。
○生活保護介護施設、療養型病院等の整備により、医療扶助(社会的要因による入院)から介護扶助へ徐々に移行されてきているが、まだ整備が十分でない。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	難病医療該当者は、10割介護扶助者だけでなく介護保険被保険者についても確認を行う。	難病医療の該当の可能性がある者は、主治医に確認を行うことで適正実施を行った。	難病医療に該当する被保護者の対象を適切に把握することで、医療費の適正化に努める。
②	—	—	引き続き、関係機関と連携を密にし適正実施に努める。
③			
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
議会議事録(要旨)			

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-02-09	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	医療扶助	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	伊藤			
		担当者名	田中・富田	内線	2627			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-01-05	医療扶助						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成	25年度	根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等	保護の基準（厚生省告示・次官通達・局長通達）				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	生活保護制度の基本原則（生活扶助に記載）に基づき入院、外来、調剤、歯科、施術等のために必要な経費を医療扶助として支給する。							
対象者等	医療費に困窮のため最低限度の生活を維持できないもの、他は生活扶助と同じ。							
内容	<p>被保護者の必要に応じ、単給又は他の扶助との併給として下記により、医療扶助を行う。</p> <p>[医療扶助の範囲] 1 診察 2 薬剤又は治療材料 3 医学的処置・手術及びその他の治療並びに施術 4 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 5 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 6 移送</p> <p>[医療扶助の実施原則] 1 現物給付により行う。ただし、現物給付ができないときや適当でないとき、保護の目的を達するために必要なときは、金銭給付により行う。 2 現物給付は、指定を受けた医療機関、施術者に委託して行う。 3 急迫した事情がある場合は、指定外医療機関、施術者で給付を受けられる。 4 保護金品は、被保護者に支給する。</p>							
経過	<p>生活扶助と同じ。</p> <p>平成19年度 医療扶助対象者の人工透析が自立支援医療（更生医療）の給付対象となる。 平成25年度 医療扶助における後発医薬品使用原則化となる。 平成26年度 生活保護法の改正に伴い、平成26年7月1日以降、生活保護法の指定医療機関及び薬局は、6年ごとの更新制度の導入。はり・きゅう師は、登録制から指定制度に変更。</p>							
必要性	生活保護法に基づく事務事業なため必須である。							
実施方法	<p>（<input type="radio"/> 1直営 <input type="radio"/> ） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）</p> <p>指定医療機関等で現物給付。医療扶助実施は、専門的知識・判断等を要し嘱託医3人に委嘱。医療費の支払は、社会保険診療報酬支払基金に委託。一部、移送費、治療材料費は福祉事務所で支払い。</p>							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	①	後発医薬品の使用割合（%）	62.9	67.8	69.0	80.0	80.0	
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度	31年度							
継続	継続	生活保護法に基づく扶助費の支出であり、継続する。						

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		5,994,593	5,839,608	5,740,791	5,788,544	5,859,093	6,007,881	6,447,424
決算額(30年度は見込み)		5,655,934	5,610,989	5,272,356	5,769,776	5,675,248	5,922,909	6,447,424
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名(30年度は見込み)								
入院延件数		5,868	5,636	5,423	5,355	5,376	5,541	6,026
外来延件数		79,102	80,929	80,705	83,104	83,820	84,331	86,203
歯科延件数		11,819	12,991	13,494	14,019	14,541	15,069	15,785
調剤延件数		63,523	65,461	64,885	65,896	66,854	67,155	67,883
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
扶助費	入院費等	5,675,248	扶助費	入院費等	5,922,909	扶助費	入院費等	6,447,424

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	28年度	29年度	差額			28年度	29年度	差額	
行政費用	給与関係費	75,355	78,150	2,795	地方税	0	0	0	
	物件費	0	0	0	国庫支出金	4,480,170	4,598,591	118,421	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	157,487	161,660	4,173	
	扶助費	5,675,248	5,922,909	247,661	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	23,903	34,010	10,107	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	4,661,560	4,794,261	132,701	
	賞与・退職給与引当金繰入額	3,707	26,200	22,493	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲1,092,750	▲1,232,998	▲140,248	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	5,754,310	6,027,259	272,949	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲1,092,750	▲1,232,998	▲140,248	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲1,092,750	▲1,232,998	▲140,248		

備考 行政費用では、扶助費が全体の約98%を占めている。行政収入では、国庫負担金、都支出金で全体の約99%を占めている。その他は、全額、生活保護費弁償金の医療扶助費分となっている。担当職員を1人増員。

問題点・課題 ○後発医薬品の使用促進に伴い、今後、後発医薬品使用促進計画の策定を行うよう国から求められるようになるため、さらなる周知や使用の促進が必要がある。
○頻回受診防止のため、嘱託医と密に連携を取る必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	難病医療費対象者をより効率的な抽出方法を検討し、円滑な移行をできるようにする。	難病医療費対象者をより効率的な抽出方法を検討を行い、難病医療費へ移行可能な者を移行をおこなった。	難病医療費対象者を把握し、更新や東京都への返還請求を適正に実施する。
②	—	—	嘱託医との連携を図ることで、頻回受診防止を行う。
③			
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
議会(要旨)質問状	平成13年 一定 入院患者の日用品費について 平成27年度 九月会議 ジェネリック医薬品の利用促進について		

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-02-10	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	出産、生業、葬祭扶助	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	伊藤		
		担当者名	茶谷・田中	内線	2621		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-01-06	出産、生業、葬祭扶助					
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成	25年度	根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等	保護の基準（厚生省告示・次官通達・局長通達）			
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内	<input type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	12	低所得者の自立支援				
目的	生活保護制度の基本原則（生活扶助に記載）に基づき、出産・生業・葬祭を行うために必要なものを扶助として基準額の範囲内で支給することで、最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することを目的とする。						
対象者等	①出産扶助 困窮のため最低限度の生活を維持できない妊産婦 ②生業扶助 困窮のため最低限度の生活を維持できない者又はそのおそれのある者等 ③葬祭扶助 困窮のため最低限度の生活を維持できない者の葬祭を行う者。他は生活扶助と同じ						
内容	被保護者の必要に応じ、下記により出産、生業、葬祭扶助を行う。 [出産扶助の範囲] ①分べんの介助 ②分べん前及び分べん後の処置 ③脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料（ただし、児童福祉法の入院助産制度が優先） [生業扶助の範囲] ①生業に必要な資金、器具又は資料 ②生業に必要な技能の修得 ③就労のために必要なもの ④高校等就学費 [葬祭扶助の範囲] 葬祭に要する費用 [出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の実施原則] 金銭給付により行う。ただし、金銭給付ができないときや適当でないとき、保護の目的を達するために必要なときは、現物給付により行う。 [保護金品の交付者] 出産扶助、生業扶助は被保護者。葬祭扶助は葬祭を行う者 [基準額] （30年度）出産扶助 262,000円以内 葬祭扶助 206,000円以内 生業扶助 78,000円以内						
経過	（以前は、生活扶助と同じ） 平成17年度 生業扶助に高校等就学費新設 平成21年度 高校等就学世帯に学習支援費新設						
必要性	生活保護法に基づく事務事業のため必須である。						
実施方法	（ <input type="radio"/> 直営 <input type="radio"/> ） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 葬祭扶助は遺留金品を充当しても不足が生じる場合、扶養義務者又はその他（病院長、民生委員等）の葬祭を行う者の申請に対して扶助を行う。						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み	
	①						
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
継続	継続	生活保護法に基づく扶助費の支出であり、継続する。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		57,453	65,302	72,289	65,534	65,833	81,228	66,121
決算額 (30年度は見込み)		54,441	65,095	65,434	56,632	60,191	58,681	66,121
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名 (30年度は見込み)								
葬祭費支給延件数		233	276	268	221	230	241	276
生業扶助支給延件数							3,355	3,259
予算・決算の内訳		平成28年度 (決算)		平成29年度 (決算)		平成30年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
扶助費	葬祭費等	60,191	扶助費	葬祭費等	58,681	扶助費	葬祭費等	66,121

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	28年度	29年度	差額		28年度	29年度	差額	
	給与関係費	32,832	34,938	2,106	地方税	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	47,401	58,200	10,799
	維持補修費	0	0	0	都支出金	1,110	2,452	1,342
	扶助費	60,191	58,681	▲ 1,510	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	48,511	60,652	12,141
	賞与・退職給与引当金繰入額	1,615	11,713	10,098	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 46,127	▲ 44,680	1,447
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0
	行政費用合計 (b)	94,638	105,332	10,694	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 46,127	▲ 44,680	1,447
	特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0
	特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 46,127	▲ 44,680	1,447

備考 行政費用では、扶助費が全体の約56%を占めている。行政収入では、国庫負担金、都支出金で全体の100%を占めている。担当職員を1人増員。

問題点・課題 ○生業扶助を支給することは、被保護者の就労や自立助長に繋がるため、積極的に活用する必要があり周知徹底が必要である。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	被保護者が資格等を習得することは、自立助長と生活保護費の縮減に繋がるため、積極的に支援する。	被保護者が資格等を習得し、自立助長と生活保護費の縮減に繋がるように積極的に支援を行った。	被保護者の自立助長を図るため、技能や資格等を習得できるように支援をおこなう。
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区)	未実施 0 区	不明 0 区)
議会議決要旨			

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-02-11	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	就労自立給付金	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	伊藤			
		担当者名	田中	内線	2627			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-01-07	就労自立給付金						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成	26年度	根拠	生活保護法				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなった者に対し、直後の生活を支え再度保護に至ることを防止するための給付金を支給する。							
対象者等	安定した職業に就いたことで保護廃止となった者							
内容	<p>生活保護法第55条の4に基づき、安定した職業に就いたことで保護廃止となった者に就労自立給付金を支給する。</p> <p>[支給限度額] 単身世帯：10万円 複数世帯：15万円</p> <p>[給付原則]</p> <p>①自立を促し進めるとい目的のために支給するものであり、生活保護における保護金品とは異なる。</p> <p>②保護廃止後の生活に充てることを目的とするものであるから、保護廃止の際の要否判定の対象となる収入ではない。</p> <p>③就労自立に役立てられるべきものなので、支給を受ける権利は譲り渡すことができない。</p> <p>④給付金の支給を受けた日から起算して3年を経過しない被保護者は、保護を必要としなくなったと認められた場合であっても支給しない。</p>							
経過	平成26年7月 生活保護法の一部改正から給付金の支給を開始							
必要性	国の被保護者に対する自立支援事業であり、再度保護に至ることを防止するためにも必要な事業である。							
実施方法	<p>（<input type="radio"/> 直営 <input type="radio"/> ） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）</p> <p>①申請受理、審査 ②14日以内に決定 ③算定対象期間における各月の就労収入額に対し、その各月に応じた算定率を乗じて算定した額と上限額とのいずれか低い額を支給</p>							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	①	給付世帯数	22	19	25	35	50	
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度	31年度							
継続	継続	生活保護法に基づく扶助費の支出であり、継続する。						

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額			0	4,800	6,500	5,500	4,500	4,000
決算額 (30年度は見込み)			0	1,559	1,517	1,376	2,079	4,000
実績の推移	事項名 (30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	給付世帯数			18	22	19	25	35
予算・決算の内訳								
平成28年度 (決算)			平成29年度 (決算)			平成30年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
扶助費	就労自立給付金	1,376	扶助費	就労自立給付金	2,079	扶助費	就労自立給付金	4,000

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	28年度	29年度	差額		28年度	29年度	差額	
	給与関係費	6,929	7,283	354	地方税	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	3,739	3,239	▲ 500
	維持補修費	0	0	0	都支出金	46	46	0
	扶助費	1,376	2,079	703	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	3,785	3,285	▲ 500
	賞与・退職給与引当金繰入額	341	2,442	2,101	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 4,861	▲ 8,519	▲ 3,658
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	8,646	11,804	3,158	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 4,861	▲ 8,519	▲ 3,658
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 4,861	▲ 8,519	▲ 3,658

備考

行政費用では、扶助費が全体の約18%を占めている。行政収入では、国庫負担金、都支出金で全体の100%を占めている。

問題点・課題

○就労自立給付金の支給対象者は、生活保護を脱却できる程度の安定した収入が得られる就職先の確保が必要なため、就労支援との連携を密にとる必要がある。
○就労後収入が急激に増加した場合は、給付金の支給を受けずに保護廃止となるため、制度が十分活かされていない。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	就労自立給付金を適切に支給するとともに、増収指導中の者に積極的に周知していく。	増収者へ積極的に直接指導することで、就労自立給付金の支給対象者を前年度比1.5倍に増やすことが出来た。	就労に向けた適切な指導を行い、就労自立給付金の支給対象者へ積極的に周知する。
②	—	—	平成30年10月に、国が制度の抜本の見直しを行う予定である。制度に基づき、適正な支給を行う。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会議決(要旨)	

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-02-12	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	自立促進支援給付金事業	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	伊藤			
		担当者名	田中	内線	2627			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-02-01	自立促進支援金支給事業						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成	17年度	根拠	東京都被保護者自立促進事業経費補助金交付要綱・荒川区被保護者自立促進事業実施要綱				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input checked="" type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	被保護者に対し、「東京都被保護者自立促進事業経費補助金交付要綱」及び「荒川区被保護者自立促進事業実施要綱」に基づいた自立支援に要する経費の一部を支給することで、本人及び世帯の自立の促進を図ることを目的とする。							
対象者等	被保護者のうち福祉事務所長が認める被保護者世帯							
内容	<p>【就労支援】 <input type="radio"/> 就労支援費（求職活動にふさわしい服装、補助教材等購入費を支給）</p> <p>【社会参加活動支援】 <input type="radio"/> 社会参加活動費（高齢者が社会に貢献することで、生きがいを見つけるとともに、地域での孤立化を防ぐ）</p> <p>【地域生活移行支援】 <input type="radio"/> 生活支援事業（安定した日常生活を送れるよう支援） <input type="radio"/> 住宅契約関係費（入居要件となっている鍵交換費等を支援）</p> <p>【健康増進支援】 <input type="radio"/> 健康増進費（日常的な健康管理や健康増進を目的として健康管理機器を購入した者に対し支援）</p> <p>【次世代育成支援】 <input type="radio"/> 高校および大学等進学支援費（進学、基礎学力向上の観点から、小学1～高校3年生に対し学習塾等への通塾や夏・冬季講座等の受講に対して支援）</p>							
経過	<p>平成16年度末 東京都による「見舞金支給事業」を廃止</p> <p>平成17年度 東京都による「被保護者自立促進事業」として再構築実施</p> <p>平成17年7月 東京都の「被保護者自立促進事業」実施要綱に基づき、事業を開始</p> <p>平成24年度 東京都の「地域福祉推進区市町村包括補助事業」に統合された</p>							
必要性	被保護者の自立の促進を図ることで、自立支援機能の強化を促すことができるため、必要性は高い。							
実施方法	<p>（<input checked="" type="radio"/> 直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）</p> <p>①支給時期 随時</p> <p>②支給決定 被保護者からの申請に基づき決定し支給する。</p>							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	①	自立促進支援金支給件数	195	368	446	470	500	
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度	31年度							
継続	継続	地域福祉推進区市町村包括補助事業の一部であり、継続する。						

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		5,058	7,126	7,082	9,507	10,133	16,651	22,552
決算額(30年度は見込み)		4,710	5,883	6,159	6,649	9,364	11,879	22,552
実績の推移	事項名(30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	就労支援(延べ件数)	36	28	45	38	34	32	30
	社会参加活動支援(延べ件数)	3	2	0	4	3	6	1
	地域生活移行支援(延べ件数)	72	91	103	123	148	102	158
	次世代育成支援(参加人数)	21	27	32	30	54	72	104
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
扶助費	自立促進支援給付金	9,364	扶助費	自立促進支援給付金	11,878	扶助費	自立促進支援給付金	22,552

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	28年度	29年度	差額			28年度	29年度	差額	
行政費用	給与関係費	726	296	▲430	地方税	0	0	0	
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	10,550	16,651	6,101	
	扶助費	9,364	11,879	2,515	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	10,550	16,651	6,101	
	賞与・退職給与引当金繰入額	36	99	63	行政収支差額(a)-(b)=(c)	424	4,377	3,953	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	10,126	12,274	2,148	通常収支差額(c)+(d)=(e)	424	4,377	3,953	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	424	4,377	3,953		

備考

行政費用では、扶助費が全体の約97%を占めている。行政収入では、全額、都支出金となっている。

問題点・課題

○地域生活移行支援事業の住宅契約関係費(鍵交換等)と次世代育成支援事業の学習環境整備支援費(塾代等)は、需要も多く被保護者の自立を促進する上で大変重要なため、利用についての周知や勧奨が必要である。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	被保護者の児童・生徒の学力低下防止と健全育成のため、より一層学習環境整備支援費利用の勧奨に努める。	学習環境整備支援費利用の勧奨に努めることで、次世代育成支援支給者を前年度比1.3倍に増やすことが出来た。	被保護者の児童・生徒の学力低下防止と健全育成のため、より一層、学習環境整備支援費利用の勧奨を行う。
②	就労支援事業費の支給を積極的に勧奨と就労指導で、被保護者の自立促進を行う。	就労支援事業費利用の勧奨に努めることで、就労支援事業支給者を前年度比1.4倍に増やすことが出来た。	就労支援事業費の支給を積極的に勧奨することで、被保護者の自立促進を促す。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会要旨	平成28年度 六月会議 生活保護世帯の大学等進学時の取扱いについて
	平成28年度 九月会議 生活保護家庭と一般家庭の進学率格差について

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-02-13	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	入浴券支給事業	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	伊藤		
		担当者名	茶谷・石塚	内線	2621		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-03-01	入浴券					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成	50 年度	根拠	生活保護世帯に対する入浴料金助成事業実施要綱			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	12	低所得者の自立支援				
目的	被保護者に公衆浴場の入浴券を交付することにより、当該世帯の家計費の負担軽減と身体の衛生管理を維持し、健康と福祉の増進を図る。						
対象者等	居宅において生活保護を受けている者（風呂所有者及び入院・入所中の者を除く）						
内容	<input type="radio"/> 保護継続者分 1 支給対象 4月1日から6月15日まで引続き被保護者であって基準日（6月15日）に該当する者 2 支給方法 ・簡易書留による年1回個別配布（7月上旬～中旬） ・配付困難な者については生活福祉課窓口 3 支給枚数 60枚 <input type="radio"/> 新規開始分 1 支給対象 4月2日～2月末日までに生活保護開始及び基準日以降退院・退所により該当する者 2 支給方法 生活福祉課窓口（ただし4月2日～6月15日まで交付対象になった者は保護継続者分（窓口）と一緒に配付） 3 支給枚数 交付対象者になった月の翌月から1ヶ月当たり 5枚						
経過	昭和45年 都の事業として開始（60枚） 昭和50年 区が実施主体となる。都事業分（60枚）に区事業分（20枚）を加算 平成2年 都事業分（60枚）・区事業分（30枚）に変更 平成11年 都事業分は廃止 区事業分に吸収し継続実施（支給数90枚から60枚に縮小、新規保護開始者に月5枚換算で支給） 平成21年 入浴券に通し番号を印刷（発行元、交付先の明確化） 平成29年 配付方法を民生委員による配付から簡易書留による郵送に変更						
必要性	風呂のない被保護者世帯にとって、身体の衛生管理と最低生活費の一助となっている。						
実施方法	（ <input type="radio"/> 1直営 <input type="radio"/> ） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 該当者を抽出し、入浴券を郵送する。 新規被保護者等については、生活福祉課窓口にて支給。						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
	① 入浴券支給枚数	88,882	84,306	82,590	83,000	80,000	
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
継続	継続	風呂のない居宅被保護者の負担軽減と身体の衛生管理の維持のため、継続する。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		49,479	49,175	46,464	41,288	37,785	37,615	37,114
決算額 (30年度は見込み)		44,356	42,120	42,456	38,035	34,197	35,001	37,114
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名 (30年度は見込み)								
保護継続者・大人 (人)		1,758	1,708	1,520	1,435	1,432	1,300	1376
保護継続者・中人 (人)		2	1	0	1	1	1	1
保護継続者・小人 (人)		0	0	0	0	0	0	0
新規開始者・大人 (人)		110	117	100	76	51	55	72
予算・決算の内訳								
平成28年度 (決算)			平成29年度 (決算)			平成30年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
需用費	入浴券印刷	227	需用費	入浴券印刷	223	需用費	入浴券印刷	238
扶助費	入浴券	33,970	役務費	郵送料	378	役務費	郵送料	415
			扶助費	入浴券	34,400	扶助費	入浴券	36,461

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	28年度	29年度	差額		28年度	29年度	差額	
行政費用	給与関係費	1,452	1,478	26	地方税	0	0	0
	物件費	227	601	374	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	33,970	34,400	430	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	71	495	424	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 35,720	▲ 36,974	▲ 1,254
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0
	行政費用合計 (b)	35,720	36,974	1,254	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 35,720	▲ 36,974	▲ 1,254
特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0	
特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 35,720	▲ 36,974	▲ 1,254	

備考 行政費用では、扶助費が全体の約93%を占めている。物件費の内訳は、需用費223,020円、役務費377,840円となっている。担当職員を1人増員。

問題点・課題 ○使用実績の把握に努め、適正な枚数を配付する必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	配付する受給者の事情に対応した配付方法の見直しを検討する	配付方法を民生委員を通じた配付から簡易書留に変更し、配付期間を短縮することができた。	個々の事情に即した配付枚数及び配付方法の検討を行う。
②			
③			

他区の実況	(実施 15 区 未実施 7 区 不明 0 区)
	未実施：千代田区、文京区、墨田区、北区、足立区、葛飾区、江戸川区
議会要旨	平成10年 一定 入浴券のチケットショップへの売却について 平成11年 一定 支給枚数の削減について

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-02-14	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	入院必需品	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	伊藤			
		担当者名	田中・新川	内線	2627			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-03-02	入院必需品						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成	9年度	根拠	荒川区簡易宿泊所等に居住する被保護者及び住所不定者等に対する入院必需品の支給要綱				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	荒川区の区域内の簡易宿泊所等に居住する要保護者・住所不定者が、緊急の入院に際し、医療機関への入院を円滑に行うために、入院必需品を支給する。							
対象者等	荒川区内に居住する次に掲げる者 (1) 簡易宿泊所に居住する単身入院者 (2) 前号に準ずるものと認められる者							
内容	荒川区内の簡易宿泊所に居住する者等が緊急入院する際に、医療機関の受入を円滑に行うために支給する。 [支給品目] ①洗面具セット ②寝巻又はパジャマ（被保護者を除く） ③下着（被保護者を除く）							
経過	平成 9年4月 「入院必需品の支給要綱」制定 平成10年度 洗面具セットを2週間程度の使用に耐得るものに切替え、経費節減を図る。 平成18年度 医療機関の空調設備等による環境の向上に供い、パジャマをオールシーズン対応の物に切替え冬物を廃止し、経費節減を図る。							
必要性	簡易宿泊所居住者や路上生活者の医療業務の円滑な実施を図るため必要性は高い。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 入院必需品の支給は、申請に基づき実施。城北労働・福祉センター、荒川区管内の救急隊の協力による支給分は、事前に配布し、事後報告後、確認、決定する。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	①	洗面具・衣服使用数		97	95	95	90	
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度		31年度						
継続		継続		簡易宿所等に居住する被保護者の緊急入院用品の購入経費であり、継続する。				

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		189	193	199	196	196	188	196
決算額 (30年度は見込み)		189	189	199	196	196	188	196
実績の推移	事項名 (30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	洗面具セット	32	30	40	43	55	22	42
	寝巻	35	28	32	28	25	29	28
	下着	33	45	29	26	18	40	30
予算・決算の内訳								
平成28年度 (決算)			平成29年度 (決算)			平成30年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
需用費	洗面具セット外	196	需用費	洗面具セット外	188	需用費	洗面具セット外	196

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	28年度	29年度	差額	28年度		29年度	差額		
行政費用	給与関係費	0	0	0	地方税	0	0	0	
	物件費	196	188	▲ 8	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	0	0	0	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 196	▲ 188	8	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0	
	行政費用合計 (b)	196	188	▲ 8	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 196	▲ 188	8	
特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0		
特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 196	▲ 188	8		

備考

行政費用では、全額、物件費となっている。物件費の内訳は、全額、需用費となっている。担当職員を1人増員。

問題点・課題

○公益財団法人城北労働・福祉センター及び救急隊（荒川管内）と密に連携し、簡易宿泊所等に居住する要保護者・住所不定者の緊急入院を容易にする必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	在庫管理を継続し、適切な使用を促す対応をしていく。	在庫管理、購入を的確に行い、生活保護法で出来るものは法内で対応して使用数を抑えた。	簡易宿所等に居住する被保護者の緊急入院用品の購入経費であり、一定数の需要が見込まれるため、必要数の備蓄を行う。
②			
③			

他区の実況	(実施 14 区 未実施 8 区 不明 0 区)
	実施：千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、目黒区、大田区、渋谷区、北区、板橋区、足立区
況(要旨)	議会質問状

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-02-15	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	救護施設	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	伊藤		
		担当者名	茶谷・石塚	内線	2621		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-01-01	救護施設					
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成	40年度	根拠	生活保護法第30条及び第38条等			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	12	低所得者の自立支援				
目的	身体上または精神上の著しい障害のため、独立して日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行う。						
対象者等	身体上または精神上の著しい障害のため、独立して日常生活を営むことが困難な要保護者						
内容	<p>救護施設は全国で185施設ある。荒川区では、主に、病状が安定している重度身体障害者、精神障害者、アルコール依存症回復者などの要保護者が下記の施設に入所している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重度障害者　　くるめ園 [小平市：在籍者2名] ・ 精神病寛解者　あかつき [小平市：在籍者3名] ・ その他　　　　昭島荘、優仁ホーム、光の家神愛園 <p>救護施設の在籍者数（平成30年4月末現在）　　11名</p>						
経過	<p>昭和41年　厚生労働省が生活保護法(昭和25年法律144号)第39条の規定に基づき「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準」を定める</p> <p>昭和50年　荒川区と財団法人東京都社会福祉振興財団との間に、措置費支払事務に関する委託契約を締結</p> <p>平成21年　措置費支払代行事業が財団法人東京都社会福祉振興財団から東京都国民健康保険団体連合会へ移管される</p> <p>荒川区と東京都国民健康保険団体連合会との間に、措置費支払代行事務委託契約を締結</p>						
必要性	生活保護法に基づく事務事業						
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）</p> <p>福祉事務所から施設に対し収容依頼する。施設側から許可が下り次第、入所となる。</p> <p>措置費（施設生活扶助・施設事務費）の支払は東京都国民健康保険団体連合会に委託している。</p>						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
	①						
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
継続	継続	生活保護法に基づく施設措置費の支出であり、継続する。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		39,144	38,792	35,841	38,762	34,723	35,480	38,058
決算額(30年度は見込み)		39,444	35,522	34,199	37,927	33,169	31,380	38,058
実績の推移	事項名(30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	生活費(延べ人員)	155	148	151	133	105	80	139
	生活費(千円)	8,241	6,859	7,273	8,277	6,928	5,657	8,749
	事務費(延べ人員)	166	135	155	159	140	106	142
	事務費(千円)	31,203	28,663	26,926	29,650	26,241	20,256	29,309
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
扶助費	施設生活費、事務費	33,169	扶助費	施設生活費、事務費	31,380	扶助費	施設生活費、事務費	38,058

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	28年度	29年度	差額		28年度	29年度	差額	
行政費用	給与関係費	13,786	14,714	928	地方税	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	25,168	25,659	491
	維持補修費	0	0	0	都支出金	6,136	6,085	▲ 51
	扶助費	33,169	31,380	▲ 1,789	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	31,304	31,744	440
	賞与・退職給与引当金繰入額	678	4,933	4,255	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 16,329	▲ 19,283	▲ 2,954
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	47,633	51,027	3,394	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 16,329	▲ 19,283	▲ 2,954
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 16,329	▲ 19,283	▲ 2,954	

備考 行政費用では、扶助費が全体の約61%を占めている。行政収入では、国庫負担金、都支出金で全体の100%を占めている。担当職員を1人増員。

問題点・課題 ○23区内に救護施設がない。
○本来、救護施設の入所が適当である要保護者について、更生施設に入所しているケースが多い状況にある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き適正な措置費を支払うため、東京都国民健康保険団体連合会及び救護施設へ正確な情報提供を行う。	東京都国民健康保険団体連合会及び救護施設に的確な情報提供を行い、適正な措置費を支給した。	—
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
議会議決要旨			

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-02-16	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	更生施設	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	伊藤		
		担当者名	茶谷・石塚	内線	2621		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-01-02	更生施設					
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成	40年度	根拠	生活保護法第30条及び第38条等			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	12	低所得者の自立支援				
目的	身体上又は精神上の理由により養護及び指導を必要とする要保護者で、近い将来、社会復帰できる見込のある者を入所させて生活扶助を行う。						
対象者等	養護及び指導を必要とする要保護者で社会復帰の見込める者						
内容	<p>更生施設は全国で19施設あり、荒川区では主に下記の施設に入所させている。 また、更生施設以外に、住居のない要保護者の世帯を対象にした宿所提供施設がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更生施設：塩崎荘、新塩崎荘、本木荘、千駄ヶ谷荘、淀橋荘、けやき荘、東が丘荘、ふじみ、しのばず荘、さざなみ苑（旧潮見寮） ・宿所提供施設：西新井栄荘、千歳荘、淀橋荘、小豆沢荘、葛飾荘 <p>更生施設の在籍者数（平成29年12月末現在） 23名</p>						
経過	<p>戦後、東京都が一元的に運営 昭和40年4月 施設が所在する区へ移管 昭和42年4月 所在区から特人厚へ移管 平成2年12月 特人厚：社会福祉事業団を設立 生活相談一時保護所を除く更生施設を事業団に委託 平成11年8月 さざなみ苑開設 平成13年度 さざなみ苑通年化 平成14年4月 更生施設等の再編 ①一時保護所の入所判定、一時保護機能を廃止 ②入所判定は各福祉事務所が行い、更生施設は一時保護に対応する。 ③宿所提供施設は、緊急一時保護施設への特化を段階的に開始する。等 平成16年度 民間宿泊所入所者（なぎさ寮を除く）は、本事業から居宅保護へ変更とした。</p>						
必要性	生活保護法に基づく事務事業						
実施方法	（ <input type="radio"/> 直営 <input type="radio"/> ） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 各福祉事務所が入所の判定を行い、更生施設、宿所提供施設等に振り分け保護を実施する。これに伴う経費の支払は、東京都国民健康保険団体連合会に委託している。						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み	
	①						
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
継続	継続	生活保護法に基づく施設措置費の支出であり、継続する。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		47,572	23,156	32,373	38,758	37,108	38,332	42,226
決算額(30年度は見込み)		21,228	20,789	29,817	35,918	33,367	29,798	42,226
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名(30年度は見込み)								
生活費(延べ人員)		98	59	180	263	202	149	223
生活費(千円)		6,009	5,782	10,808	15,666	12,131	8,980	12,874
事務費(延べ人員)		217	97	292	343	305	250	314
事務費(千円)		15,219	15,007	19,009	20,252	21,236	19,165	29,352
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
扶助費	施設生活費、事務費	33,367	扶助費	施設生活費、事務費	29,798	扶助費	施設生活費、事務費	42,226

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	28年度	29年度	差額		28年度	29年度	差額	
行政費用	給与関係費	13,786	14,714	928	地方税	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	27,334	27,721	387
	維持補修費	0	0	0	都支出金	7,661	7,187	▲474
	扶助費	33,367	29,798	▲3,569	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	34,995	34,908	▲87
	賞与・退職給与引当金繰入額	678	4,933	4,255	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲12,836	▲14,537	▲1,701
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	47,831	49,445	1,614	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲12,836	▲14,537	▲1,701
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲12,836	▲14,537	▲1,701	

備考 行政費用では、扶助費が全体の約60%を占めている。行政収入では、国庫負担金、都支出金で全体の100%を占めている。担当職員を1人増員。

問題点・課題 ○本来、救護施設の入所が適当な要保護者が更生施設に入所せざるを得ない状況があると同時に、入所枠が極めて少ないために簡易宿泊所で数か月待機しなければならないケースがある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、適正な措置費を支払うため、東京都国民健康保険団体連合会及び更生施設へ情報提供を行う。	東京都国民健康保険団体連合会及び更生施設に情報提供を行い、適切な措置費を支給した。	—
②	引き続き、更生施設と情報を共有し、適正に措置費を支給できるようにする。	更生施設と互いに情報を確認し、適切な措置費を支給した。	—
③			
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
議会議事録(要旨)			

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-02-17	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	授産施設	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	伊藤			
		担当者名	茶谷・石塚	内線	2621			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-01-03	授産施設						
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成	40年度	根拠	生活保護法				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等	授産施設事務費取扱要領（民生局通知）				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	授産施設に事務費の補助を行うことで、勤労意欲の助長及び施設の安定運営を図ることを目的とする。							
対象者等	荒川授産場の利用者のうち ① 世帯全員の収入額が、最低生活費認定額に施設事務費の2倍を加算した額以下の者 ② ①を越えた場合でもその差額が事務費の額に満たない者							
内容	<p>○東京都通知による授産施設事務費支弁基準額により、事務費を補助する。 ①施設事務費（1人当り単価） 82,100円 ②家庭事務費（1人当り単価） 6,000円（平成30年4月現在）</p> <p>※荒川授産場は、社会福祉事業法第2条で定められた第1種社会福祉事業施設であり、生活保護法による保護施設ではないが、昭和49年1月24日 授産施設事務取扱要領により保護施設たる授産施設に準ずるものとして取扱っている。 ※生活保護法の授産施設とは、身体上もしくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長することを目的とした施設である。</p> <p>○平成30年4月現在 対象人員 18人（授産場 施設：18人、家庭：0人）</p>							
経過	昭和49年1月 「授産施設事務費要領（民生局通知）」により事業開始 昭和55年3月 都より移管（荒川授産場） 平成11年4月 荒川授産場の管理運営を公益社団法人荒川区シルバー人材センターに委託							
必要性	生活保護法に基づく事務事業。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 直営 <input checked="" type="radio"/> ） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 各施設利用者からの申請に基づき福祉事務所長が対象者を決定する。 決定通知書を施設長及び対象者へ通知し、生活福祉課から委託事務費を施設へ振替支出する。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	①	対象延べ人員	243	248	216	252	250	
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度	31年度							
継続	継続	「授産施設事務費要領（民生局通知）」に基づく支出であり、継続する。						

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		18,288	18,352	19,687	19,149	20,138	20,160	20,664
決算額(30年度は見込み)		18,721	18,352	18,260	19,087	20,138	17,734	20,664
実績の推移	事項名(30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	対象延べ人員	246	252	240	243	248	216	252
予算・決算の内訳								
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
扶助費	施設・家庭事務費	20,138	扶助費	施設・家庭事務費	17,734	扶助費	施設・家庭事務費	20,664

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	28年度	29年度	差額		28年度	29年度	差額	
	給与関係費	363	739	376	地方税	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	14,163	14,594	431
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	20,138	17,734	▲ 2,404	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	14,163	14,594	431
	賞与・退職給与引当金繰入額	18	248	230	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 6,356	▲ 4,127	2,229
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	20,519	18,721	▲ 1,798	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 6,356	▲ 4,127	2,229
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 6,356	▲ 4,127	2,229

備考

行政費用では、扶助費が全体の約95%を占めている。行政収入では、全額、国庫負担金となっている。担当職員を1人増員。

問題点・課題

○施設利用基準が設けられているため、最低生活費の認定等を正確に行う必要がある。
○授産施設利用者の入れ替わりも多いため、開始者と廃止者の把握も正確に行う必要がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、担当部署と連携して適切に施設事務費を支給する。	担当部署と連携して適切な施設事務費を支出した。	引き続き、担当部署と連携して適切に施設事務費を支給する。
②			
③			

他区の実況	(実施 5 区 未実施 17 区 不明 0 区)
	実施：墨田区、渋谷区、板橋区、北区、足立区
議会議決(要旨)	

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-02-18	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	中国残留邦人支援事務費	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	伊藤		
		担当者名	田中	内線	2627		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-14-01	中国残留邦人支援事務費					
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成	20年度	根拠	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに自立			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等	の支援に関する法律			
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内	<input type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	12	低所得者の自立支援				
目的	中国残留邦人等に対して、生活保護法に基づく事務に要する経費を支出することで、効率的な事務執行に資することを目的とする。						
対象者等	被支援給付者等						
内容	<p>「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づく事務の執行に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常勤職員設置費（支援相談員2名分） ・共済費（支援相談員2名分） ・一般需用費（医療台帳、支援給付決定書、支援給付関係図書購入費） ・近接地内旅費（家庭訪問調査・病院訪問調査） ・特別旅費（支援相談員2名分） ・役務費（被支援給付者への通知、医療機関等への書類の郵送料等） ・委託料（医療費支払事務、介護費支払事務、レセプト点検、支援給付システム関係） 						
経過	平成19年11月	「中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」の一部を改正する。					
	平成20年 4月1日	法律の一部の施行に伴い、中国残留邦人等支援給付事業を開始する。					
	平成26年10月1日	「中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」の一部が改正され、法律名が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」となる					
必要性	中国残留邦人支援事業を実施するために必要な経費である。						
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 一部委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） （委託業務）・医療費支払事務、医療扶助データ作成委託 ・介護扶助費支払事務 ・レセプト点検 ・システム保守						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み	
	①	レセプト点検総件数(件)	1,113	1,280	1,272		
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
継続	継続	「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づく事務執行経費であり、継続する。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		5,853	6,090	6,070	6,339	12,310	6,301	6,525
決算額 (30年度は見込み)		5,820	5,907	6,012	5,937	6,652	5,896	6,525
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名 (30年度は見込み)								
報酬		4,020	4,021	4,180	4,181	4,181	4,207	4,208
特別旅費		18	27	24	36	26	37	40
役務費		32	33	34	33	33	33	34
委託料		698	702	719	715	1,468	714	1,043

予算・決算の内訳								
平成28年度 (決算)			平成29年度 (決算)			平成30年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報酬	支援相談員報酬	4,207	報酬	支援相談員報酬	4,207	報酬	支援相談員報酬	4,208
共済費	社会保険料	621	共済費	社会保険料	626	共済費	社会保険料	628
旅費	支援相談員旅費	25	旅費	支援相談員旅費	37	旅費	支援相談員旅費	40
需用費	消耗品	97	需用費	消耗品	96	需用費	消耗品	108
役務費	郵送料 (各種通知)	33	役務費	郵送料 (各種通知)	33	役務費	郵送料 (各種通知)	34
委託料	システム保守、レプト点検等	1,468	委託料	システム保守、レプト点検等	714	委託料	システム保守、レプト点検等	1,043
扶助費	日本語学校等通学費他	201	扶助費	日本語学校等通学費他	183	扶助費	日本語学校等通学費他	464

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	28年度	29年度	差額		28年度	29年度	差額	
行政費用	給与関係費	7,732	5,868	▲ 1,864	地方税	0	0	0
	物件費	1,623	880	▲ 743	国庫支出金	11,260	5,455	▲ 5,805
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	201	183	▲ 18	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	11,260	5,455	▲ 5,805
	賞与・退職給与引当金繰入額	143	347	204	行政収支差額(a)-(b)=(c)	1,561	▲ 1,823	▲ 3,384
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	9,699	7,278	▲ 2,421	通常収支差額(c)+(d)=(e)	1,561	▲ 1,823	▲ 3,384
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	1,561	▲ 1,823	▲ 3,384	

備考
行政費用では、給与関係費が全体の約81%を占めている。物件費の内訳は、旅費37,186円、需用費96,125円、役務費32,800円、委託料713,952円となっている。行政収入では、国庫委託金4,873,058円、国庫補助金582,000円となっている。

問題点・課題
○給付対象者は、幼少期から中国に居住しているため生活習慣の違いによる問題が起こりやすい。そのため、支援員による適正な生活支援が必要である。

問題点・課題の改善策			
	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	-	-	法令に基づく生活実態に則した適正な支援を引き続き行う。
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区)	未実施 0 区	不明 0 区)
議会議事録(要旨)			

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-02-19	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	中国残留邦人支援給付事業	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	伊藤		
		担当者名	田中・菅沼・司徒	内線	2627		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-14-02	中国残留邦人支援給付費					
	01-14-03	中国残留邦人配偶者支援金					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成	20年度	根拠	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに自立			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等	の支援に関する法律、生活保護法			
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内	<input type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	12	低所得者の自立支援				
目的	中国残留邦人等に対して、その程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することを目的とする。						
対象者等	原則として、明治44年4月2日から昭和21年12月31日以前に生まれた方で、永住帰国した日から引き続き1年以上日本に住所を有し、昭和36年4月1日以後に初めて永住帰国した方とその配偶者で、一定の基準（生活保護基準に準じる）に満たない世帯。						
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・被支援給付者の必要に応じ、単給又は他の支援給付費と併給して、生活保護の扶助に準じた支援給付費の支援を行う。 ・生活保護の扶助費に準じる支援給付費を支給する。 <ul style="list-style-type: none"> ①生活支援給付費、 ②住宅支援給付費、 ③教育支援給付費、 ④介護支援給付費、祭祀 ⑤医療支援給付費、 ⑥葬祭支援給付費等、 ⑦配偶者支援金 ・金銭給付を原則とするが、医療扶助や介護扶助等の金銭給付できない場合は、現物給付により行う。 						
経過	<p>平成19年 1月 総理大臣が厚生労働大臣に「中国残留邦人への支援のあり方」について検討を指示</p> <p>平成19年 6月 「中国残留邦人への支援に関する有識者会議」が公的年金制度における支援及びそれを補完する生活支援など具体的な支援策を講ずるべきことを報告</p> <p>平成19年 7月 「中国残留邦人に対する新たな支援策」を与党案決定</p> <p>平成19年11月 中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正案が可決成立し、国及び地方でそれぞれの支援策を実施することになった。</p> <p>平成20年 4月1日 中国残留邦人支援給付事業開始</p> <p>平成26年10月1日 中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部が改正され、法律名が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立支援に関する法律」となる。 配偶者支援金の創設</p>						
必要性	中国残留邦人支援事業を実施するために必要な経費である。						
実施方法	（ <input type="radio"/> 直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立支援に関する法律」に基づいて実施する。						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
	①						
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
継続	継続	「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づく支援給付費の支出であり、継続する。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		54,973	60,192	77,116	80,588	81,404	92,585	95,894
決算額 (30年度は見込み)		56,311	58,906	77,115	69,863	80,402	90,313	95,894
実績の推移	事項名 (30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	生活支援給付費延べ人員	405	407	420	398	399	418	420
	生活支援給付費 (千円)	26,006	25,734	26,040	25,062	24,998	26,308	26,327
	その他支援給付費 (千円)	30,305	33,172	51,075	44,801	55,404	64,005	69,567
予算・決算の内訳								
平成28年度 (決算)			平成29年度 (決算)			平成30年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
扶助費	生活・住宅・介護・医療・葬祭支援給付費	78,842	扶助費	生活・住宅・介護・医療・葬祭支援給付費	88,754	扶助費	生活・住宅・介護・医療・葬祭支援給付費	92,773
扶助費	配偶者支援金	1,560	扶助費	配偶者支援金	1,559	扶助費	配偶者支援金	3,121

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	28年度	29年度	差額		28年度	29年度	差額	
行政費用	給与関係費	1,742	1,695	▲ 47	地方税	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	59,892	64,862	4,970
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	2,396	2,396
	扶助費	80,402	90,313	9,911	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	240	240
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	59,892	67,498	7,606
	賞与・退職給与引当金繰入額	86	568	482	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 22,338	▲ 25,078	▲ 2,740
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0
	行政費用合計 (b)	82,230	92,576	10,346	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 22,338	▲ 25,078	▲ 2,740
	特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0
特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 22,338	▲ 25,078	▲ 2,740	

備考 行政費用では、扶助費が全体の約98%を占めている。行政収入では、国庫負担金、都支出金で全体の約99%を占めている。その他は、全額、中国残留邦人支援給付費弁償金となっている。担当職員を2人増員。

問題点・課題 ○大多数が高齢をむかえているため、安定した生活維持のための支援が必要である。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	安定した生活を支援するため、適切な給付を実施する。	安定した生活を支援するため、ケースワーカーと支援相談員が連携して適切な給付を行った。	法に基づく適切な支援給付を行うことで、対象者が安定した生活を送れるよう支援していく。
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区)	未実施 0 区	不明 0 区)
議会議事録(要旨)			

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-02-20	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	被保護者就労準備支援事業	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	伊藤		
		担当者名	田中	内線	2627		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-05-01	被保護者就労準備支援事業					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成	23年度	根拠	生活保護法			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等	荒川区被保護者就労準備支援事業実施要領			
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内	<input type="radio"/> 都基準内	<input checked="" type="checkbox"/> 区独自基準	計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画	<input type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	12	低所得者の自立支援				
目的	就労訓練及びボランティア活動等を有効に活用し、日常生活における地域とのつながりや社会参加へのきっかけを作り、引きこもりや就労意欲の低下防止などの社会的自立促進を目的とする						
対象者等	被保護者のうち稼働年齢層で一般就労では採用困難な者や、自宅に引きこもりがちで地域との関わりが少ない者						
内容	<p>[個別相談支援]</p> <p>①自宅に引きこもりがちで地域との関わりが少ない支援対象者の住居等を訪問し、訪問により、支援対象者の健康状態や生活状況を確認し、相談や支援を行う。</p> <p>②日常生活における諸問題について対応し、相談や地域における良好な社会生活に向けた支援を行う。</p> <p>[社会参加支援]</p> <p>①社会参加のきっかけとなる講習会、イベント等を企画し実施する。講習会やイベント等に参加させることにより、規則正しい生活習慣や対人関係を身につけさせる。</p> <p>[就労相談支援]</p> <p>①就労相談及び就労活動の方法、就労手続き等に関する相談により、就労意欲の喚起を促す。</p> <p>②就労活動につなげる職業的訓練や就労体験等を実施し、一般就労に結びつける。</p>						
経過	<p>平成22年4月 厚生労働省が、生活保護受給者の社会的な居場所づくりと新しい公共に関する研究会発足</p> <p>平成22年7月 同研究会報告書をホームページ等で公表</p> <p>平成23年9月 業務委託により事業開始</p> <p>平成28年4月 荒川区被保護者就労準備支援事業実施要領の施行（地域生活支援プログラム事業実施要領を改正）</p> <p>※生活困窮者自立支援法・改正生活保護法の施行に伴い、予算体系全体が再構築され、事業名称が「地域生活支援プログラム事業」から「被保護者就労準備支援事業」に変更された。</p>						
必要性	地域交流や地域活動を通して自立を目指した生活の維持や就労意欲喚起のために必要である。						
実施方法	<p>（3委託） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）</p> <p>支援対象者の生活実態などを考慮して、区と受託者の協議により支援方針を決定し、受託者が事業実施する。</p>						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み	
	①	保護廃止人数			1		
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
重点的に推進	重点的に推進	社会参加へのきっかけをつくり就労等へつなげることで、被保護者の自立促進図り、重点的に推進する必要がある。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		6,174	6,552	6,832	7,017	7,017	7,243	7,025
決算額 (30年度は見込み)		6,174	6,539	6,831	6,804	6,565	6,448	7,025
実績の推移	事項名 (30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	個別相談支援 (人)	48	56	60	36	37	36	50
	日常生活支援 (人)	7	13	30	30	26	24	30
	就労相談 (人)	46	43	35	28	37	35	50
予算・決算の内訳								
平成28年度 (決算)			平成29年度 (決算)			平成30年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
委託料	就労準備支援業務委託	6,565	委託料	就労準備支援業務委託	6,448	委託料	就労準備支援業務委託	7,025

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	28年度	29年度	差額			28年度	29年度	差額	
行政費用	給与関係費	726	296	▲ 430	地方税	0	0	0	
	物件費	6,565	6,448	▲ 117	国庫支出金	4,376	4,298	▲ 78	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	4,376	4,298	▲ 78	
	賞与・退職給与引当金繰入額	36	99	63	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 2,951	▲ 2,545	406	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0	
	行政費用合計 (b)	7,327	6,843	▲ 484	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 2,951	▲ 2,545	406	
	特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0	
特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 2,951	▲ 2,545	406		

備考

行政費用では、物件費が全体の約94%を占めている。物件費は、全額、委託料となっている。
行政収入では、全額、国庫補助金となっている。

問題点・課題

○自宅に引きこもりがちで地域との関わりが少ない被保護者が本事業の対象者であるため、一般就労に直接つなげることが難しく、時間を掛けた支援が必要である。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	新規参加者を積極的に募り、被保護者の自立促進を促す。	新規参加者を募るための積極的な声掛けを行ったことで、自立促進への動機付けが出来た。	就労への動機付けを増やすため、就労体験・就労訓練等の参加型支援のラインナップの充実を図る。
②			
③			

他区の実況	(実施 20 区 未実施 2 区 不明 0 区)
	未実施：千代田区、練馬区
議会質問状(要旨)	平成22年 四定 生活保護受給者の生きがいと、社会的自立に向け、NPOや荒川区内の支援ボランティアの活用について

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	08-02-21	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	健康管理支援事業	部課名	福祉部生活福祉課	課長名	伊藤			
		担当者名	田中	内線	2627			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-06-01	健康管理支援事業						
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input checked="" type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成	28年度	根拠	生活保護法				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内	<input type="radio"/> 都基準内	<input checked="" type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画	<input type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	被保護者に対し、生活習慣の改善指導および適切な医療機関の受診・服薬管理等保健指導を行うことで、生活習慣の改善を図り、将来的には医療費の軽減、医療扶助等の適正化を行うことを目的とする。							
対象者等	保健指導が必要な被保護者							
内容	[健康管理支援の流れ] 1 診療報酬明細書（レセプト）及び健康診査データを活用し、糖尿病による重症化予防対象者等の選定を行い、保健指導を実施するための計画を立てる。 2 計画に基づき、支援対象者に対して面接等を行い、保健指導（服薬管理・食事療法・運動療法等）を行う。 3 面接等の保健指導結果をもとに生活保護受給者の疾病構造等を把握して、課題分析や効果的な対策等の医療費分析を行う。 4 分析結果を参考にし、糖尿病等の悪化、重症化を阻止・遅延させる。							
経過	平成26年12月 厚生労働省が「生活保護受給者の健康管理の在り方に関する研究会」で地方自治体における健康管理の取組の具体的な強化策を取りまとめる 平成27年 4月 生活保護適正化等事業に健康管理支援事業が創設 平成28年11月 区が健康管理支援事業を開始							
必要性	被保護者の健康状態の維持・改善と医療扶助の適正化を図るために必要である。							
実施方法	（3委託） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 診療報酬明細書（レセプト）及び健康診査データを活用し保健指導が必要な対象者を抽出し、区と受託者の協議により指導方針等を決定する。決定後、受託者が保健指導を行う。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	①	保健指導実施者数		14	18	30	30	
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度		31年度						
重点的に推進	重点的に推進	平成30年度予算において、保護費の約43%、区予算の約6%が生活保護医療扶助であるという現状を踏まえ、医療扶助の適正化を行うことは、重点的に推進する必要がある。						

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
予算額					-	5,640	5,640	4,860	
決算額 (30年度は見込み)				-	-	3,953	3,760	4,860	
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
事項名 (30年度は見込み)									
保健指導実施者数						14	18	30	
予算・決算の内訳		平成28年度 (決算)			平成29年度 (決算)			平成30年度 (予算)	
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	
委託料	健康管理支援業務委託	3,953	委託料	健康管理支援業務委託	3,760	委託料	健康管理支援業務委託	4,860	

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	28年度	29年度	差額		28年度	29年度	差額	
行政費用	給与関係費	726	296	▲ 430	地方税	0	0	0
	物件費	3,953	3,760	▲ 193	国庫支出金	4,934	2,819	▲ 2,115
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	4,934	2,819	▲ 2,115
	賞与・退職給与引当金繰入額	36	99	63	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	219	▲ 1,336	▲ 1,555
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0
	行政費用合計 (b)	4,715	4,155	▲ 560	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	219	▲ 1,336	▲ 1,555
特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0	
特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	219	▲ 1,336	▲ 1,555	

備考

行政費用では、物件費が全体の約90%を占めている。物件費は、全額、委託料となっている。
行政収入では、全額、国庫補助金となっている。

問題点・課題

○対象となる被保護者が多いため、対象者に絞り込み方法の検討が必要である。
○レセプトを活用して保健指導が必要な対象者を抽出しても、事業内容に同意せず参加しない者が出る可能性がある。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	健診データ等の分析から更に対象者を選定し、実施者数を増加させる。	対象者を選定することで、実施者数を前年度比約1.3倍に増やすことが出来た。	健診データ等の分析から支援が必要な対象者を選定し、実施者数を増加させる。
②	個別の保健指導については、個々の状況に応じた指導を実施する。	個々の状況に応じた指導を行うことで、健康管理改善に努めることが出来た。	事情により面談できない者に対しては、訪問による保健指導を行う等の代替案を実施する。
③			

他区の実況	(実施 16 区 未実施 6 区 不明 0 区)
	未実施：千代田区、港区、新宿区、台東区、大田区、足立区、
議会議事録(要旨)	